

東京家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和2年2月5日（水）午後3時から午後4時35分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順，敬称略）

相原佳子，市川真由美，犬伏由子，入江猛，大竹寿幸，甲斐哲彦，栗原由美，佐藤浩二，芹澤眞澄，内藤惣一郎，平尾武史，平松剛，三木明香，水野有子

第4 テーマ

「遺産分割調停と相続法改正」

第5 議事内容

1 開会宣言

2 新任委員紹介，挨拶

3 遺産分割調停と相続法改正について，東京家庭裁判所の裁判官を説明者とする説明がされた。

4 遺産分割調停において使用されている調停室及び当事者待合室の見学を行った。

5 意見交換（○＝裁判所説明者，△＝委員の発言）

△ 特別の寄与料の制度については，相続開始の時から1年以内という期間制限があるが，相続開始から遺産分割調停の申立てまでの期間の実情はどうか。

○ 現在申し立てられている遺産分割調停事件は，相続開始時点である被相続人の死亡日が，平成20年代後半以降の事件が大半であり，新法が施行される令和元年7月1日以降に相続の開始した事件が徐々に係属しはじめている程度である。特別の寄与料の支払を請求する事件は，まだ申立てがない。

△ 遺産分割の争いは，相続人よりもむしろその周囲の者に起因することが多い印象だが，相続人以外の方は，調停の中で自らの意見を主張することはで

きるのか。

○ 相続人以外の方が調停期日に同席することは認めておらず、同席できない旨を説明している。相続人以外の方の意見が強いことがあるとしても、最終的には相続人自身が決めるものであることを相続人に説明して理解を得た上で、調停運営をしている。

△ 現実の遺産分割調停で、当事者は調停室では納得していても、待合室に戻って、一緒に来た相続人以外の方と話し合うと、意見を変えてしまうケースが、時々ある。調停委員としては、このような場合でも、あくまで相続人自身が決めること、周囲の者の意見に左右されないように説明している。

△ 被相続人を介護した者は、特別に寄与したということで当事者になれるのか。

○ 今回の法改正前は、例えば、長男の妻が被相続人の介護等で貢献した場合には、法律の適用解釈により、相続人である長男自身の貢献と同視できるかという見方をしていた。今回の改正は、この例でいうと、長男の妻自身も当事者として特別寄与料の請求ができるようにしたものである。

△ 相続人が地方や海外に在住していて調停期日に出頭できない場合、調停の場面でも電話会議のようなものは行われているのか。また、ITの活用についても方向性があれば教えてほしい。

○ 地方在住の当事者本人の場合、その近隣の家庭裁判所に出向いていただき、電話会議等を用いる運用をしている。また、争点や方向性が整理されてきたとき、自らの意向などを書面で提出していただければ、それを踏まえて調停を進行させるということもできる。海外に在住する人との間での電話会議は、実施していない。

○ 調停に代わる審判をする場合などには、家庭裁判所調査官の調査により、地方在住の当事者の意向を聴取することがあり、地方在住の方の意向が示されれば、調停に出席した当事者との間で、その意向も踏まえて話し合ってい

くことになる。

- 調停手続の実質として、対面で相まみえて話し合うところに意味があるとも感じており、テレビ会議やIT等で行うことも可能ではあるが、何かと届かない部分があるようにも感じている。少なくとも、節目となる調停期日には実際に出席していただいて、直接のやりとりを行っていただくことが、調停の一つの重要な要素であるように思う。その意味で遺産分割調停手続とIT化がどのくらい親和性があるのかも、今後よく考えていきたい。
- △ 「段階的進行モデル」等について説明があり、合意につながるためのさまざまな工夫を見せていただいたが、このような取組も改善を重ね今に至っていると思う。現在までどのようなプロセスで改善してきているのか。
- 今ある説明用資料や書式などのツールが、段階的進行モデルに従った運用をはじめた当初から存在したわけではなく、家事事件手続法施行や今回の法改正等の過程を経て、必要に応じて工夫や見直しを重ねて徐々にそろえられてきている。今後も、いろいろなツールが作成され、見直しがされることになろう。
- △ 少子高齢化により、現場で起こっている変化はあるか。
- 関係者全員が高齢であるため、認知能力に問題があり、後見に付されることが相当程度ある。また、申立て後に相続人が亡くなることが結構あり、このような場合には受継手続を行って当事者が加わることになり、新たな相続紛争が起こる可能性もはらみながら事件が進行していくことがある。
- 当事者の数については、子の人数が減少していることを実感する一方、相続開始が相当昔の場合には、当事者が多数に及ぶことがあり、まれに100人を超える事件もある。このような多数当事者の紛争の解決も、大きな課題であると認識している。
- △ 事実婚や同性婚のケースはどうなるのか。
- 配偶者の身分関係は、法の規定によって定まるので、御指摘のようなケー

スは、遺産分割の場面では考慮できないのが現状である。ただ、これはあくまで法定相続の場合であって、遺言を作成することにより解消し得る。遺言相続が活用されているものと思われる。現に今回の法改正の中には、自筆証書遺言を使いやすくする内容も含まれている。

△ 女性の中には、自らの思いを論理立てて主張することに躊躇する風潮があるので、調停委員などから、そのような主張を引き出す工夫を続けてほしいと思う。また、国際結婚など、新しい問題が出てくると考えられるので、自身で権利擁護ができない当事者の気持ちに寄り添っていただき、望ましい調停が実現されるよう期待している。

6 次回テーマの選定 「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」
(仮称)

7 閉会宣言

第6 次回日時

令和2年6月23日(火)午後3時と決定した。